

第5回富士市まちづくり活動推進計画

第2次実施計画懇話会 議事録

日時：令和2年2月18日（火）19：00～20：50

場所：富士市庁舎8階 政策会議室

◎出席者（敬称略）

委員：日詰 一幸（静岡大学人文社会科学部長）
守本 尚子（静岡県地域アドバイザー）
荻野 克雄（今泉地区まちづくり協議会会長）
蓑田 廣（吉永地区まちづくり協議会会長）
勝亦 徳明（大淵地区まちづくり協議会会長）
松野 俊一（富士駅北地区まちづくり協議会会長）
佐野 行正（岩松北地区まちづくり協議会会長）
渡邊 英樹（広見地区まちづくり協議会会長）
神尾 秀彦（社会福祉協議会）
遠藤 勉（富士市NPO協議会）
本田 香織（一般公募）
加藤 直子（一般公募）
長田 結衣（人材育成講座修了生）

事務局：市民部長、まちづくり課長 ほか3人

1 開会

2 委員紹介

3 議事

（1）富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画について

（座長）

令和元年度の取組について、関連がございますので、資料1番から3番目までご説明を事務局より説明をお願いします。

（事務局）

まず、資料1番がございます、まちづくり行動計画につきましては、各地区まちづくり協議会が策定するもので、現在の計画の最終年度が令和2年度までになりますので、次期計画の策定をお願いしております。この計画は、まちづくり活動推進条例にも定められているもので、地区住民が地区の理想の将来像を目指して、計画的に地区活動を推進するものです。

次期行動計画は、同じく令和3年度より開始する第6次富士市総合計画の地区別計画にも位置付けることとなっております。各地区では、全部で4回ほど会議を開催していただき、策定してもらうことになっています。今回の計画策定の進め方は、現実・課題と理想の地区像のギャップを埋め、これからの5年間の間に、まちづくり協議会が実施していく事業の検討を行っていただいております。

次に、次期富士市まちづくり活動推進計画の検討につきまして、骨子案を提示させていただいております。第1章 計画策定の基本的事項、第2章 現況と課題とし、これまでの計画における活動の取組状況と評価を行います。第3章 計画の基本的な考え方として、基本指針「社会情

勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり」とこれまでの基本指針を継承する予定です。来年度は、計画策定に合わせ、この懇話会を3回ほど開催する予定で、1回目を7月頃、2回目を11月頃、3回目を2月頃に予定しております。

次に、資料3 まちづくりセンター指定管理者制度導入につきましては、昨年11月に各地区の代表者の方に説明し、12月より個別の説明会を7地区で実施しております。

指定管理者制度と業務委託などの方法がありますが、指定管理者制度の方が、業務委託に比べ裁量権が大きいと、地区にとってメリットがあると考え導入を検討しています。

今後は、6月にまちづくりセンターの条例改正を予定し、その後手を挙げていただいた地区と詳細な業務内容のすり合わせをし、11月に議会に諮る予定です。条例が可決された場合、令和3年度より開始する予定です。

現在想定している指定管理料は、1,200万円～1,600万円程度で、そこには職員の人件費や施設の維持管理などが含まれます。次に、事務局がこれまでに視察を行った先進地の比較です。富士市の想定と、人員配置や社会教育事業の実施の有無、地区担当職員の配置など、各自自治体で異なる場合があります。先進地では、カフェを開いて人が集まる場所を創出したり、コミュニティビジネスで収入を得ている場所もあります。

(座長)

事務局から資料1番から3番目まで報告がありましたが質問はございますか。

総合計画と次期まちづくり活動推進計画が令和3年度より同時にスタートするそうですが、次期まちづくり活動推進計画、まちづくり行動計画は、第6次総合計画の中での位置づけがどうなっているのですか。

(事務局)

総合計画は、総論を示しており、まちづくり活動推進計画は各種行政計画の一つで、まちづくり部門を担う計画となります。第3次総合計画より、地区別計画を行政が示したが、今回は各地区まちづくり協議会が策定したまちづくり行動計画を抜粋しながら、総合計画に地区別計画として反映させます。

(A 委員)

指定管理者制度を導入すると、カフェの設立や空き地の管理など、コミュニティビジネスを行う以外の、メリットを知りたい。市が運営するのと地区の運営では、違いがありますか。

(事務局)

業務委託と指定管理者の内容の違いがあり、公共の福祉に関するような自主事業など地域の課題を解決できる自主性を持った活動ができます。また、部屋の貸し出し方法など地域の要望にあった運営が望める。例えば、飲食を伴う懇親会の開催などを検討することもできます。また、現在では社会教育活動の場という面も大きいですが、今後は地区が柔軟に管理し、まちづくり活動を主体とするセンター運営を目指したい。そのため、市が運営するよりも、地区で運営管理するほうが、より身近でニーズに合った活動ができると考えています。

(B 委員)

指定管理を導入して、コミュニティビジネスを導入した場合、経費などとして利用できる領収書が発行できるのか。領収書が発行できないと、利用者が少なくなってしまうと思う。また、現

在は管理するための人材が確保できると思うが、今後少子高齢化が進み、人材確保が難しくなる可能性がある。

(事務局)

税務の問題は、今後の課題と認識しています。今後、先進地などを参考に、市が一括して税理士に相談する方法などを検討していきたい。次に、働き手の確保ですが、他市ではパートタイムで分担やライフスタイルに合った勤務時間を設定し、柔軟に対応することで、人材の確保を目指します。また、市が人材の確保の支援として、広報誌で募集をするなど対応したいと考えています。

(C 委員)

貸館の有料化について現在どのように考えているのか詳細を知りたい。

(事務局)

指定管理を開始する令和 3 年度からの有料化は考えていません。まず、条例の改正を行って、指定管理を導入しているセンターだけではなく、全館一斉に開始したいと考えています。他市の状況を調べながら、どの団体を減免するなどを今後検討したいと考えています。

(D 委員)

26 センターが有料になる場合、全館一律の料金体系になるのか、また、減免団体の定義はどうなるのか。無償と有償の線引きをしっかりとしてほしい。

(事務局)

まず、料金体系は、基本的には、同じにする必要があるが、市の中心街と中心から離れた場所では、人口や利用者数の違いがあるため、上限を設定するなど工夫する必要があると思います。

まちづくりセンターの役割を社会教育の場から、まちづくり活動の場として、ウェイトをシフトしていきたいと考えているため、例えば、まちづくり協議会の構成団体は、無料にするなどの方法が考えられます。

(E 委員)

指定管理とした場合、市の窓口への連絡調整に必要な電話料金は、指定管理料に含まれるのか。

(事務局)

指定管理料に含まれます。-

(E 委員)

予算を超過した場合、どう対応するのか。

(事務局)

契約更新などの際に反映するなどして、対応していきたいと考えています。

(F 委員)

災害時の際に、指定管理したまちづくりセンターの取り扱いはどうなるのか。

(事務局)

防災の関係は、今まで通り、市の防災地区班が対応します。防災地区班長の指示のもと、今までと同じように対応できるようにします。

(座長)

次の、広報講座、会計講座の資料4番から6番目までご説明を事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まず、資料4番の担い手育成事業につきましては、広報及び会計についての事業を開催させていただきました。広報については、広報パワーアップ講座ということで、6ブロックで開催し、昨年度は、広報15人でしたが、今年度は41人にご参加いただきました。次に、会計講座も、6ブロックで開催しており、昨年度は、会計11人でしたが、今年度は参加者56人と大幅に増え、参加者のアンケートに関しても、高い評価をいただきました。次年度も引き続き、実施していきたいと考えています。

次に資料5のまちづくり交流会について説明します。今年度は、令和2年2月1日に開催し、今回からまちづくり交流会実行委員会を組織し、各ブロックの代表者が内容について決定しました。当日は、丘地区、松野地区の事例発表の後、4つのテーマに分かれて、ワークショップを開催しました。実行委員会形式になり、より地区の役員の意見を反映した内容で実施できました。

次に、資料6番のまちづくり協議会認知度向上のための、ラジオ放送についてですが、富士市の26地区のまちづくり協議会が主催する事業を、ラジオ放送を通じてPRし、まちづくり協議会の認知度を向上していくものです。放送媒体はRadio-f、放送の回数は各地区1回、放送の日時につきましては、第1、第3、第5月曜日の午後5時45分頃から15分間放送しています。この事業に関しましては、どの程度認知られているのかを市民の集まるイベントで4回調査を実施した結果、多くの市民が聞いていることが確認できました。この事業につきましては、来年度も継続して実施する予定です。

(座長)

まちづくり交流会の参加者が111人とのことだが、これは会場の広さの関係ですか。

(事務局)

会場の関係上、150人が最大であるが、当日は、1地区4~5人で参加者を募りました。

(C委員)

まちづくり交流会のアンケート結果に、組織の在り方についての意見があるが、まちづくり協議会の組織の在り方について、近年、生涯学習が解散してまちづくり協議会に統合するなど時代の変化があるので、この会で出た意見をしっかり参考にするべきだと思う。

(事務局)

現在も生涯学習推進会を組織し、活発に活動している地区がある一方、すでに生涯学習推進会を解散して、当時の役員が、まちづくり協議会の役員として、活発に活動している地区もあります。それぞれの地区が、地域の特性を持って活動していると思います。

(F 委員)

当日参加できなかったため、丘地区と松野地区の事例発表の内容について教えていただきたい。

(事務局)

丘地区は、安全パレードの開催に至る経緯を発表しました。構成団体の下のほうから上がった意見が、まちづくり協議会全体を動かしていった事例を紹介していただきました。松野地区は、地区の歴史カルタ作成の事例を発表しました。地区の歴史、名所を多くの人に知ってもらうため、カルタを作成し、小学生を取り込みながら、教育現場の学校の中で活用してもらったり、カルタを中心にまちづくりを進めている事例を紹介していただきました。

(G 委員)

資料 6 番のラジオ放送について、地区の放送日と内容については、資料の日付の横に記載されている内容についてですか。

(事務局)

内容につきましては、そちらに書かれているもの、直近のイベント内容や今後開催する予定のイベント・活動内容について放送しています。

(H 委員)

昨日出演して、直近のイベントの紹介を行ってきた。それに加え、地域に対する思いを話した。今回は、事前に資料をいただいたから、それを基に話ができた。以前出演した際は、何もなくて苦労したが、今回は準備ができていた。

(D 委員)

今回は、事前に原稿を FAX で送ってくれた。10 分という短い時間だったが、ラジオを聞いた住民からいい反応があった。まだ、言いたいことがあったが、放送の 10 分間は短く感じた。

(I 委員)

県外に住んでいるため、リアルタイムでラジオ放送が聞けない。例えば、音声データを聞く方法があるか。

(事務局)

携帯のアプリで聞くことができる。そうすれば、日本全国どこでも聞くことができます。

(座長)

県外で聞けるのであれば、もっと PR したほうが、よいのではないのでしょうか。

(I 委員)

そのようなラジオを簡単に聴く方法を、ウェブサイトなどで告知してほしい。

(B 委員)

ラジオ F は、企業 PR も積極的に行っているため、好感を持っている。今後も、ラジオを通じて、まちづくり協議会の情報を発信してほしい。

(事務局)

来年度の新規事業につきまして、各地区まちづくり協議会長による日帰りでの先進都市の視察研修を計画しています。

新年度の、各地区の会長の皆様に相談しながら、実施していきたいと思います。

(事務局)

来年度は、懇話会の第6回目を7月、7回目を11月、8回目を2月に、計3回計画しています。また、会長視察研修は、表には7月と入れてありますが、現在未定です。

(D 委員)

未来塾を卒業した方で、岩松北地区の卒業生の情報を知りたいと前回の懇話会でお話させていただいて、当日参加したが、発表当日の資料や内容から、地元の方かどうわからなかった。

この卒業生を紹介するという内容は、どうなったのか教えていただきたい。

(事務局)

今年度の担当課である市民協働課に確認したところ、個人情報保護の観点から、直接受講生の情報を、地区の会長にお伝えすることができないため、要望のある地区に関しては、市が間に入って、了解が得られれば、橋渡しをさせていただきたいです。

(D 委員)

それでは、卒業生が自ら地区に声をかけてくるのを待つしかないのか。

(事務局)

そうならないように、市で橋渡しできるようにしたいと思います。

(座長)

行政が提供する人材育成事業と地域が期待する内容にギャップがあることがあります。そこが難しい点であるが、卒業生のOB会など、受講生の思いを継続できる仕組みの構築が課題であると思います。

4 その他、連絡事項

5 閉会